

令和7年1月11日
障害福祉部
障害施策推進課

世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例

1. 主旨

民間空襲等被害者に対し、国会では、超党派国會議員の法案作成の動きはあるものの法案の制定がいまだ見通せず、他自治体では独自に見舞金を支給している例もある。

この度、戦後80年にあたり、区として民間空襲等被害者に対し労りとお見舞いの気持ちを表すとともに、平和都市として戦争の悲惨さを訴え、恒久平和を願う平和のメッセージを発信することを目的に、民間空襲等被害者見舞金支給事業を実施するため、この条例を制定する。

2. 条例（案）について

別紙のとおり

3. 施行予定日

令和8年1月5日

4. 今後のスケジュール（予定）

令和7年1月 第4回区議会定例会（条例案の提案）

令和8年 1月 条例施行

世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例 (案)

別紙

(趣旨)

第1条 この条例は、戦後80年に当たり、区として民間空襲等被害者に対し、^{いたわ}労りとお見舞いの意を表すために、民間空襲等被害者見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「民間空襲等被害者」とは、昭和16年12月8日から昭和20年9月7日までの期間における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷し、^り又は罹患した者をいう。ただし、次に掲げる法律の規定の適用を受ける者を除く。

- (1) 恩給法（大正12年法律第48号）
- (2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）
- (3) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）
- (4) 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）
- (5) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）
- (6) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）
- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）
- (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）
- (9) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）

(対象者)

第3条 見舞金は、令和8年1月1日において区内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき区の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている民間空襲等被害者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、見舞金の支給を受ける適格性について、第6条第1項に規定する審査会から当該適格性を有する旨の答申が区長にあったもの（以下「支給対象被害者」という。）に支給する。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、7級以上の障害を有する者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級のうち、3級以上の障害を有する者
- (3) 区長が前2号に規定する者に準ずると認める者

(見舞金の支給額及び支給回数)

第4条 見舞金の支給額は、支給対象被害者1人につき30,000円とする。

2 見舞金は、支給対象被害者1人につき1回に限り支給する。

(支給申請)

第5条 民間空襲等被害者は、見舞金の支給を受けようとするときは、規則で定める期間内に区長に申請し、見舞金の支給について第7条に規定する決定を受けなければならない。

(世田谷区民間空襲等被害者見舞金審査会)

第6条 見舞金の支給に当たり、専門的見地から戦時災害との因果関係等を審査するため、区長の附属機関として、世田谷区民間空襲等被害者見舞金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 見舞金の支給に係る事実の審査に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、見舞金の支給等に関すること。

3 審査会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員4人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 医師

(3) 前2号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(見舞金の支給決定等)

第7条 区長は、審査会の答申に基づき、見舞金の支給に関する決定を行う。

(見舞金の支給)

第8条 区長は、見舞金の支給の決定をしたときは、支給対象被害者に対し、当該支給対象被害者が指定する口座に見舞金を支給する。ただし、当該決定の後、当該支給対象被害者が死亡した場合にあっては、第3条の規定にかかわらず、当該支給対象被害者の遺族その他これに準ずる者として規則で定める者に対し、その者が指定する口座に見舞金を支給することができる。

(不正利得の返還)

第9条 区長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した見舞金を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月5日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の失効前に行われた、見舞金の支給に係る申請及び決定並びに当該決定に基づく見舞金の支給については、この条例の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後もなおその効力を有する。